# 市民課業務フルタイム会計年度任用職員　勤務条件

| 区分 | 勤務条件等 | |
|---|---|---|
| 身分 | **いわき市フルタイム会計年度任用職員**（地方公務員法第 22 条の 2 第１項第 2 号） | |
| 任用期間 | **令和９年１月１日～令和９年３月 29 日**<br>**※　令和９年３月 31 日まで延長となる場合あり**<br>※　任用後１か月間は勤務成績により雇用解除あり（条件付雇用） | |
| 再度の任用の有無 | **あり** | 再度の任用は２回まで適用することができる<br>ただし、勤務評価及び定数等により再度の任用とならない場合あり |
| 勤務日数等 | 毎週月曜日～金曜日（週５日勤務）<br>勤務時間：８時 30 分～17 時 15 分（うち休憩時間 60 分） | |
| 週休日等 | 毎週土曜・日曜日、国民の祝日、年末年始（12 月 29 日～翌１月３日） | |
| 年次休暇等 | 年次有給休暇：任用期間により最大 20 日付与<br>その他休暇（有給・無給休暇）あり | |
| 給与 | **月額　２１４，１００円** | |
| 給与昇給の有無 | **あり** | 前年度に４月１日から翌年３月 31 日まで連続してフルタイム会計年度任用職員として同一の職務に従事し、翌年度に再度の任用等でさらに１年間前年度と同一の職務に採用された場合に昇給 |
| 期末手当 | **あり** | 条例の定めにより支給 |
| 通勤手当<br>駐車場手当 | **あり** | 住所地から勤務地まで片道２㎞以上の場合条例の定めにより支給（上限あり） |
| 超過勤務の有無 | **あり** | 時間外及び週休日等の勤務あり<br>従事時間に応じて超過勤務手当を支給 |
| 退職手当 | **あり** | 勤務した日が 18 日以上ある月が引き続いて 12 月を超える場合条例の定めにより支給 |
| 社会保険 | **あり** | 福島県市町村職員共済組合に加入（本人負担あり）<br>ただし、いわき市フルタイム会計年度任用職員としての継続任用期間が１年未満の場合、短期組合員としての加入となる。 |
| 雇用保険 | **あり** | いわき市フルタイム会計年度任用職員としての継続任用期間が１年超となった場合、福島県市町村職員共済組合一般組合員に移行するため、当該期日以降は雇用保険から離脱する。 |
| その他 | １　服務にあたり、地方公務員法第 30 条から第 38 条の規定が適用される。<br>【特記事項】地方公務員法第 38 条第１項：営利企業への従事等の制限<br>２　地方公務員法第 29 条の各号に該当する行為をした場合、懲戒処分として戒告・減給・停職または免職の処分を受ける。 | |